

三宅町障害者活躍推進計画

機 関 名	三宅町、三宅町議会、三宅町選挙管理委員会、三宅町監査委員、三宅町公平委員会、三宅町教育委員会、三宅町農業委員会及び三宅町上下水道事業
任 命 権 者	各機関の任命権者（職員の採用については、町長部局で一括採用した上で行政委員会等へ出向を行っているため、連名での作成とする。）
計 画 期 間	令和2年4月1日～令和7年3月31日(5年間)
障害者雇用に関する現状	本町各機関においては、国が定める法定雇用率を充足している。引き続き法定雇用率を充足させるため、障害者雇用の推進及び障害を持つ職員が就業生活において活躍することができるよう、不断の体制整備・各種取組が必要である。
目 標	
①採用に関する目標	<p>【実雇用率】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各年度において当該年6月1日時点の法定雇用率以上 (参考) 令和元年6月1日時点の実雇用率 2.95 % <p>【評価方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年度の任免状況通報により把握・進捗管理
②定着に関する目標	<p>不本意な離職者を極力生じさせない（定着率100%） (評価方法) 毎年の任免状況通報タイミングで、人事記録を元に前年度採用者等の定着状況を把握・進捗管理</p>
取組内容	
障害者の活躍を推進する体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○障害者職業生活相談員を適切に選任し、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。また障害者職業生活相談員が変更され場合は、その都度当該職員へ周知する。
障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<ul style="list-style-type: none"> ○現に勤務する障害者が従来の業務遂行が困難となり、相談があった場合には、所属長を交え負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。

<p>障害者の活躍を推進するための環境整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○基礎的な環境整備として、障害者の要望を踏まえ、検討する。 ○定期的な面談により必要な配慮を把握し、継続的に必要な措置を講ずる。なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○募集・採用にあたっては、以下の取扱いを行わない。 <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、任用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
<p>その他</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。